

令和7年度 沖縄県立博物館・美術館 沖縄戦後80年
博物館特別展「戦災文化財」に係る印刷物製作等委託業務
仕様書

1 業務名

令和7年度 沖縄県立博物館・美術館 沖縄戦後80年 博物館特別展「戦災文化財」に係る印刷物製作等委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和7年10月31日（金）

3 業務内容

本業務は令和7年度博物館特別展に伴う広報用ポスター、チラシ、チケット、展覧会図録等を製作・デザイン・編集・校正・印刷・製本し、ターポリン及び展示室内パネルデザインを制作することを目的とする。

4 印刷物製作等の仕様

(1) ポスター

規格：B2

紙質：マットコート紙（紙厚110kg）

仕様：片面カラー

部数：1,000枚（内600枚程度折り畳みあり）

納期限：令和7年8月15日（金）

(2) チラシ

規格：A4

紙質：マットコート紙（紙厚90kg）

仕様：両面カラー

部数：35,000枚

納期限：令和7年8月15日（金）

(3) チケット

規格：60×160mm

：ナンバー有り（No.0001～2000 ※チケットもぎり部分に通し番号をふる）

：ミシン目入り（1本）

紙質：マットコート紙（紙厚110kg）

仕様：表面カラー、裏面モノクロ

部数：2,000枚

納期限：令和7年8月15日（金）

(4) 展覧会図録

内容：令和7年度博物館特別展の展示資料の紹介等を掲載する展覧会図録

規格：A4、左綴じ、横書き（40字×35行）

紙質：表紙アートポスト220kg

：見返し色上（特厚口）

：本文マットコート紙

総頁数：100ページ（表紙・裏表紙・見返しを除く）。

仕様：カラー50ページ程度、モノクロ50ページ程度を目安とする。

文字：本文10.5ポイント（見出しやその他必要に応じて級数を指定する。）

製本：左綴じ、糸かがり

部数：500部

提出原稿：ワード、エクセル、フォトショップ、イラストレーター等のいずれか

納期限：令和7年9月29日（月）

- (5) ターポリン及び展示室内バナーデザイン制作
- ア ターポリン
規 格：館内) 幅 3000mm×高さ 3800mm、館外) 幅 2850mm×高さ 1750mm を目安とする。
数 量：各 1 件
仕 様：カラー
- イ 展示室内バナー
規 格：幅 500mm×高さ 3000mm
数 量：3 枚 ※特別展の章立てが 3 章
仕 様：カラー
- ウ 上記 (5) ア～イともに、印刷・製作・取付・撤去作業は含まない。
- エ 納期限：令和 7 年 8 月 15 日 (金)

- (6) 備考
- ア 上記 (1) ～ (4) すべての製作・デザイン・編集を含む。上記 (5) は本展のポスター等のデザインと統一感を持たせ、指定した規格にあわせてデザインを制作し、印刷用データを作成する。なお、デザイナーは当館と協議の上で決めること
- イ 校正はポスター、チラシ、チケット、ターポリン及び展示室内バナーは各 1 回とし、展覧会図録は 2 回とするが、状況によって増減がありうる。
- ウ 原稿及び写真は沖縄県立博物館・美術館が提供する。
- エ 担当職員による指示のもので図表の作成を行うこと
- オ 上記 (1) ～ (5) すべての著作権は、沖縄県立博物館・美術館に帰属するものとする。
- カ 展覧会図録の PDF をホームページ等で公開することがある。

5 納品場所

沖縄県立博物館・美術館 (博物館班) 〒900-0006 那覇市おもろまち 3-1-1

6 留意事項

- (1) 本仕様書に明記されない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者がその都度協議して調整するものとする。
- (2) 本業務の成果、権利及び著作権その他の知的所有権は、沖縄県立博物館・美術館に帰属するものとする。
- (3) 編集した上記 4 (1) ～ (5) は PDF にして納品すること
- (4) 上記 4 (1) ～ (5) の納品にかかる経費も委託業務に含めること
- (5) 展覧会図録の販売について、担当学芸員と協議すること
- (6) 本業務において、受託者は知り得た情報及び資料等について、発注者である県の承諾を得ず、第三者に公表・貸与・使用させてはならない。

7 再委託について

- (1) 一括再委託の禁止等
契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務 (以下「契約の主たる部分」という。) については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。
ただし、委託業務の契約金額の 1 / 2 を超える業務の再委託があらかじめ予定されるものについては、個々の契約目的に応じた適切な割合 (割合により難しい場合は適切な金額) を設定出来るものとする。
○契約の主たる部分
・契約金額の 50% を超える業務
・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の制限
本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときには、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に定めるものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他、県が簡易と決定した業務